

足利市議会政務活動費の交付に関する規則

平成13年3月30日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、足利市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年足利市条例第4号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して、政務活動費交付申請書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった議員について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、政務活動費交付決定通知書（別記様式第2号）により当該議員に通知するものとする。

(交付請求)

第4条 議員は、政務活動費の交付日の15日前までに、市長に対し請求書を提出するものとする。

2 前項の請求書の様式は、足利市財務規則（平成元年足利市規則第20号）の定めるところによる。

(収支報告書)

第5条 議長は、条例第6条第1項の規定により提出された収入及び支出の報告書の写しを市長に送付するものとする。

2 条例第6条第1項に規定する収入及び支出の報告書は、政務活動費収支報告書（別記様式第3号）によるものとする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月5日規則第52号）

1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の足利市議会政務調査費の交付に関する規則の規定は、平成14年10月分以後の政務調査費について適用し、同年9月分までの政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成17年6月22日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の足利市議会政務調査費の交付に関する規則の規定は、平成17年4月分以後の政務調査費について適用する。

附 則（平成25年2月28日規則第4号）

1 この規則は、足利市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成25年足利市条例第2号）の施行の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の第2条及び第4条第1項の規定により提出されている政務調査費交付申請書及び政務調査費の交付の請求書並びに第3条の規定により通知されている政務調査費交付決定通知書は、改正後の第2条及び第4条第1項の規定により提出された政務活動費交付申請書及び政務活動費の交付の請求書並びに第3条の規定により通知した政務活動費交付決定通知書とみなす。

別記様式第1号(第2条関係)

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書
(年 度)

年 月 日

足利市長

様

(足利市議会議長経由)

(議 員 名) 印

足利市議会政務活動費の交付に関する規則第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円
(年 月分から 年 月分まで)

別記様式第2号(第3条関係)

政務活動費交付決定通知書

足利市指令 第 号
年 月 日

(議員名) 様

足利市長



年 月 日申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、
足利市議会政務活動費の交付に関する規則第3条の規定により通知します。

記

- 1 政務活動費交付決定額 円
(年 月分から 年 月分まで)

別記様式第3号(第5条関係)

政 務 活 動 費 収 支 報 告 書
(年 度)

年 月 日

足利市議会議長 様

(議 員 名) 印

足利市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり 年度政務活動費に係る収入及び支出の報告書を提出します。

記

1 収 入 政務活動費交付金 円

2 支 出

(年 月 日から 年 月 日まで)

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費		
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		
その他の経費		
合計		

3 残 額 _____ 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。